



# 鎌倉女子大学初等部 いじめ防止基本方針

平成30年

鎌倉女子大学初等部

## (いじめの禁止)

鎌倉女子大学初等部の児童は、いじめを行ってははいけません。

### 1. いじめ防止に向けた学校の考え方

#### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

【いじめ防止対策推進法第二条に準拠】

#### (2) 鎌倉女子大学初等部いじめ防止基本方針の目的

「人・物・時を大切に」という建学の精神に則り、本学児童が安心して学校生活を送ることができるよう、いじめが行われなくなるようにすることを旨とする。そのためには、いじめが学校の内外を問わず様々な場所・場面で起こり得るという認識に立ち、児童・保護者・教職員の三位一体の協働が必要であり、又、地域の協力も必須のものとなる。本学としては、その教育活動全般を通じていじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見・いじめへの対処）に取り組む努力をし続けなければならない。

#### (3) いじめを防止するための基本的な方向性

- ①あらゆる教育活動を通じ、だれもが、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- ②豊かな情操と道徳心を培い、心の通じ合うコミュニケーション能力を育むため、人権教育の推進、道徳教育の推進、体験活動の充実を図る。
- ③授業をはじめ、特別活動、クラブ活動において、児童の居場所があり、主体的に参加・活躍ができる場面を多く創出し、児童に自己有用感を感じさせ、自尊感情を育成する。

- ④児童が主体となっていじめのない子ども社会を形成するという意識を育むため、児童自身がいじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援する。
- ⑤いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの児童にも起こり得ることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるように家庭、関係機関等と連携し情報を共有しながら指導にあたる。
- ⑥教職員が児童と向き合う時間を大切にし、児童の状況を常に的確に把握するように努める。
- ⑦定期的ないじめアンケートや個別の教育相談を実施し、学校組織をあげ、児童一人ひとりの状況の把握に努める。
- ⑧児童健全育成指導委員会をもとに「いじめ防止対策等検討委員会」を設置し、全校体制で組織的にいじめ防止に取り組む。

## 2. いじめ防止等に関する内容

### (1) いじめの未然防止のための取り組み

- ①児童一人ひとりの自己肯定感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ②児童が自主的に行ういじめ防止に資する児童活動に対する支援を行う。
- ③いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全教職員がいじめの態様や特質等について校内研修や会議等を通して共通理解を図り、組織的に対応する。
- ④児童の少しの変化も見逃さず、見守っていくために、校務の効率化をはかり、児童とかわる時間を多くするように努める。
- ⑤縦割りの活動を取り入れ、他学年とのふれあいを通して「思いやり・認め合い」等の心を育てる。
- ⑥学校生活の基本となるルールやマナーを理解させ定着させるよう継続的に指導する。また、家庭にも協力してもらい取り組む。

(2) いじめの早期発見のための取り組み

- ①学校生活に関するアンケート調査を実施する。年2回
- ②相談窓口を周知する。(いじめ相談窓口、学校カウンセラー)
- ③個人面接を実施する。年2回(5月、1月)\*6年生は12月
- ④毎月の職員会議等で、教職員で情報を共有し早期発見に努める。
- ⑤法人と連携した情報解析サービスを利用する。(インターネット上)

(3) いじめの早期解決のための取り組み

- ①いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにいじめをやめさせる。
- ②いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認する。
- ③いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ④いじめを見ていた児童等にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。
- ⑤はやしたてたり、同調している児童に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導する。
- ⑥いじめの当事者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講じる。
- ⑦犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、神奈川県及び所轄警察署等と連携して対処する。

#### (4) インターネット上のいじめへの対応

- ①インターネット上で発信された情報の流通性、発信者の匿名性、情報の特性をふまえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、また適切に対処できるよう、保護者会等で呼びかけ、保護者と連携・協力していく。
- ②インターネット上の不適切な書きこみ等については、被害の拡大を避けるため、直ちにサイト運営者に対して速やかに削除する措置をとる。その際、鎌倉女子大学情報教育センター、地方法務局等の協力を得る。必要に応じて警察等の専門的な機関に相談・通報し、適切に援助を求める。また、事案解決後も必要に応じてその後の書きこみ状況の経過を見る。

### 3. いじめ防止等のための組織

#### (1) 「いじめ防止対策等検討委員会」の設置

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応等に関する措置を実効的に行うため、児童健全育成指導委員会をもととした「いじめ対策等検討委員会」を設置し、2か月に1回程度（児童健全育成指導委員会開催時）開催する。

いじめと疑われる相談・通報があった場合には、委員会を緊急開催する。

#### ①「いじめ防止対策等検討委員会」の構成

部長、次長、児童健全育成指導委員会メンバー、スクールカウンセラー、養護教諭、必要と認められた教職員（人権教育指導担当）

\*緊急時や部長が必要と認めた場合には、企画会メンバー（教務主任、入試広報主任、生活指導主任、進路指導主任、学年主任）も会議等に参加する。

#### ②活動内容

- I. いじめ防止等の取組内容の検討、基本方針・年間計画作成・実行・検証・修正
- II. いじめに関する相談・通報への対応
- III. いじめの判断と情報収集
- IV. いじめ事案への対応検討・決定

## V. いじめ事案の報告

### 4. 重大事態への対処

いじめにより、児童の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、法人を通じて神奈川県知事に報告し、法人と協議の上、「いじめ緊急調査委員会」を設置し、迅速に調査に着手する。

#### (1) 「重大事態」とは

法第28条の規定による重大事態である。重大事態かどうかの判断は、以下の考え方により、原則として初等部長が判断する。

##### ①いじめを受けていた児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

- ・自殺を企図したり、自殺に至った場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

##### ②いじめを受けていた児童が、そのため相当の期間欠席を余儀なくされている疑いのある場合

- ・年間30日間の欠席を目安とする。ただし、一定期間連続して欠席している場合は上記目安に関わらず、初等部長の判断により、重大事態として対応する。

#### (2) 「いじめ緊急調査委員会」の構成

部長、次長、企画会メンバー（教務主任、入試広報主任、生活指導主任、進路指導主任、学年主任）児童健全育成指導委員会メンバー、スクールカウンセラー、養護教諭、人権教育指導担当、必要と認められた教職員、専門的知識及び経験を有する者等の第三者

※ 事案内容により構成員については法人と協議の上、部長が任命する。

※ 構成員については、専門的知識及び経験を有する者等の第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

### (3) 活動内容

- ①発生した重大事態のいじめ事案に関する調査
- ②調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して、適時・適切な方法での情報提供・説明
- ③法人を通じて神奈川県知事への調査結果報告
- ④調査結果の説明について、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書を添えて、調査結果の報告を提出

## 5. 年間計画

		いじめ防止等に向けた取り組み	
		教職員による取り組み	児童の活動を通じた取り組み
1 学期	4月	・第1回保護者会 ・第1回児童健全育成指導委員会全体会 ・職員会議	・1年生を迎える会 ・委員会活動(4・5・6年)
	5月	・第2回児童健全育成指導委員会全体会 ・職員会議	・遠足(異学年交流) ・委員会・クラブ活動(4・5・6年) ・「学校生活のふりかえり」を実施
	6月	・第3回児童健全育成指導委員会全体会 ・職員会議	・委員会・クラブ活動(4・5・6年)
	7月	・第2回保護者会 ・第4回児童健全育成指導委員会全体会 ・職員会議	・委員会・クラブ活動(4・5・6年)
2 学期	8月		
	9月	・第5回児童健全育成指導委員会全体会 ・職員会議	・委員会・クラブ活動(4・5・6年)
	10月	・第6回児童健全育成指導委員会全体会 ・職員会議	・委員会・クラブ活動(4・5・6年) ・遠足(1・2年)
	11月	・第7回児童健全育成指導委員会全体会 ・職員会議	・委員会・クラブ活動(4・5・6年)
	12月	・第3回保護者会 ・職員会議	・「学校生活のふりかえり」を実施 ・委員会活動(4・5・6年) ・お楽しみスポーツ集会
3 学期	1月	・第8回児童健全育成指導委員会全体会 ・職員会議	・委員会・クラブ活動(4・5・6年)
	2月	・第9回児童健全育成指導委員会全体会 ・職員会議	・委員会・クラブ活動(4・5・6年)
	3月	・第4回保護者会 ・職員会議	・委員会活動(4・5・6年) ・6年生を送る会

## 6. いじめ事案に対する対応フローチャート

